

簡易工事受注参加登録申請

第1 対象者・条件

墨田区に本店のある法人又は住所のある個人で、墨田区が発注する簡易工事（契約金額が130万円以下の軽易な修繕工事等）の受注を希望する方。ただし、東京電子自治体共同運営の入札参加資格審査に申請する方、又は下記「第4.2(2)」に掲げる税のいずれかに未納がある方は、登録申請できません。

第2 登録申請受付期間

新規登録申請の方：随時受付しています。

継続登録申請の方：次に記載の登録有効期間内1月から3月末まで。

第3 登録有効期間

区が下記提出書類を受理した日から、翌年の3月31日まで。

第4 提出書類

〔新規登録の場合〕

1. 登録申請書

「墨田区簡易工事受注参加申請書」を契約課ホームページ（URL下記）からダウンロードしてください。（契約課窓口でも無料配布しています）

2. 添付書類（いずれも正本で、発行日が申請日から3か月以内のもの）

（1）履歴事項全部証明書、商号登記事項証明書 又は 身分証明書

法人		管轄登記所（法務局等）の発行する履歴事項全部証明書
個人	商号を用いる場合	商号登記事項証明書
	商号を用いない場合	身分証明書

（2）納税証明書

法人	法人税、消費税及び地方消費税	国税 その3の3（未納の税額がないことの証明用）
	法人事業税	都税（決算が終了している直近の年度分）
個人	所得税、消費税及び地方消費税	国税 その3の2（未納の税額がないことの証明用）

〔継続登録の場合〕

1. 納税証明書のみ

上記2（2）納税証明書に同じ

3. 申請書の作成について

- (1) 申請書は楷書で、黒インクまたはボールペンを使用して明瞭に記入してください。
- (2) 「 」欄には記入しないでください。
- (3) 「簡易工事業種表」を参照し、得意とする業種を申請してください。
- (4) 契約手続は、申請書に押印した印鑑で行ってください（他の印鑑は使用できません）。原則として、印影により代表者を特定することができない印鑑、社判等は使用できません。
- (5) 申請内容及び印鑑を変更する場合は、契約課に必ず変更届を提出してください。
- (6) 申請書の 申請業種、最も得意としている業種、得意としている具体的な仕事内容、取得している資格・許可の項目に変更がある場合は、申請書を再提出してください。

第5 登録申請方法

上記登録申請書、添付書類を、下記まで郵送又は持参してください。

〒130 - 8640 墨田区吾妻橋1 - 23 - 20 墨田区総務部契約課契約係（工事担当）

【問合せ】 墨田区 総務部 契約課 契約係（工事担当）

電話：5608 - 1111（代表） 内線3875～3877

【契約課ホームページURL】

https://www.city.sumida.lg.jp/sangyo_jigyosya/keiyaku_nyuusatu/gyousya_touroku/kanikoujisinsei.html